

鳥取県告示第179号

平成元年鳥取県告示第685号（屋外広告物に係る禁止地域等の指定について）の一部を次のように改正し、平成22年4月1日から施行する。

平成22年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前																				
<p>鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条例第31号。以下「条例」という。）第2条及び第3条の規定に基づき、広告物を表示し、若しくは広告物を掲出する物件を設置することを禁止し、又は制限する地域又は場所を次のとおり指定し、平成元年7月1日から施行するので、条例第7条の規定により告示する。</p> <p>その関係図面は、鳥取県生活環境部景観まちづくり課、東部総合事務所、中部総合事務所及び西部総合事務所の生活環境局並びに八頭総合事務所及び日野総合事務所の県土整備局において公衆の縦覧に供する。</p> <p>1 略</p> <p>2 条例第2条第1項第3号の知事が指定する地域は、次に掲げる地域とする。</p> <p>（1）次に掲げる道路の両側500メートル以内の地域（倉吉市の区域を除く。）で当該道路から展望できる場所</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">路線名</th> <th style="text-align: center;">区 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高速自動車 国道中国横 断自動車道 岡山米子線</td> <td>県内全線</td> </tr> <tr> <td>高速自動車 国道中国横 断自動車道 姫路鳥取線</td> <td>県内全線</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>一般国道 178号</td> <td>岩美郡岩美町大字小羽尾字浜頭 651-14地先から同町大字牧谷字 砂濱690-128地先まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td>岩美郡岩美町大字陸上字下向山 312地先から兵庫県との県境まで</td> </tr> </tbody> </table>	路線名	区 間	高速自動車 国道中国横 断自動車道 岡山米子線	県内全線	高速自動車 国道中国横 断自動車道 姫路鳥取線	県内全線	略		一般国道 178号	岩美郡岩美町大字小羽尾字浜頭 651-14地先から同町大字牧谷字 砂濱690-128地先まで		岩美郡岩美町大字陸上字下向山 312地先から兵庫県との県境まで	<p>鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条例第31号。以下「条例」という。）第2条及び第3条の規定に基づき、広告物を表示し、若しくは広告物を掲出する物件を設置することを禁止し、又は制限する地域又は場所を次のとおり指定し、平成元年7月1日から施行するので、条例第7条の規定により告示する。</p> <p>その関係図面は、鳥取県生活環境部景観まちづくり課、東部総合事務所、中部総合事務所及び西部総合事務所の生活環境局並びに八頭総合事務所及び日野総合事務所の県土整備局において公衆の縦覧に供する。</p> <p>1 略</p> <p>2 条例第2条第1項第3号の知事が指定する地域は、次に掲げる地域とする。</p> <p>（1）次に掲げる道路の両側500メートル以内の地域（倉吉市の区域を除く。）で当該道路から展望できる場所</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">路線名</th> <th style="text-align: center;">区 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高速自動車 国道中国横 断自動車道 岡山米子線</td> <td>県内全線</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>一般国道178号</td> <td>岩美郡岩美町大字小羽尾字浜頭 651-14地先から同町大字牧谷字 砂濱690-128地先まで</td> </tr> </tbody> </table>	路線名	区 間	高速自動車 国道中国横 断自動車道 岡山米子線	県内全線	略		一般国道178号	岩美郡岩美町大字小羽尾字浜頭 651-14地先から同町大字牧谷字 砂濱690-128地先まで
路線名	区 間																				
高速自動車 国道中国横 断自動車道 岡山米子線	県内全線																				
高速自動車 国道中国横 断自動車道 姫路鳥取線	県内全線																				
略																					
一般国道 178号	岩美郡岩美町大字小羽尾字浜頭 651-14地先から同町大字牧谷字 砂濱690-128地先まで																				
	岩美郡岩美町大字陸上字下向山 312地先から兵庫県との県境まで																				
路線名	区 間																				
高速自動車 国道中国横 断自動車道 岡山米子線	県内全線																				
略																					
一般国道178号	岩美郡岩美町大字小羽尾字浜頭 651-14地先から同町大字牧谷字 砂濱690-128地先まで																				

略

(2) 略

3及び4 略

5 条例第3条第1項第3号の知事が指定する地域は、次に掲げる地域（前項に掲げる地域を除く。）とする。

(1) 次に掲げる道路の両側500メートルを超え、1,000メートル以内の地域で当該道路から展望できる場所

路線名	区 間
高速自動車 国道中国横 断自動車道 岡山米子線	県内全線
高速自動車 国道中国横 断自動車道 姫路鳥取線	県内全線

略

一般国道9号	略 鳥取市気高町八束水字鶴木谷755-1地先から同市青谷町字阿がき295-1地先を経て東伯郡湯梨浜町はわい長瀬字又四郎開1821-1地先まで
--------	---

一般国道178号	岩美郡岩美町大字陸上字下向山312地先から兵庫県との県境まで
----------	--------------------------------

略

(2) 略

(3) 次に掲げる道路の両側200メートル以内の地域（倉吉市の区域を除く。）で当該道路から展望できる場所

路線名	区 間
略	
県道若葉台 東町線	全線
県道河原イ ンター線	八頭郡八頭町船岡字狐塚下分1861地先から鳥取市河原町高福字長通り780地先まで

略

(4)～(6) 略

略

(2) 略

3及び4 略

5 条例第3条第1項第3号の知事が指定する地域は、次に掲げる地域（前項に掲げる地域を除く。）とする。

(1) 次に掲げる道路の両側500メートルを超え、1,000メートル以内の地域で当該道路から展望できる場所

路線名	区 間
高速自動車 国道中国横 断自動車道 岡山米子線	県内全線

略

一般国道9号	略 鳥取市気高町八束水字鶴木谷755-1地先から同市青谷町字阿がき295-1地先を経て東伯郡湯梨浜町はわい長瀬字又四郎開1821-1地先まで
--------	---

略

(2) 略

(3) 次に掲げる道路の両側200メートル以内の地域（倉吉市の区域を除く。）で当該道路から展望できる場所

路線名	区 間
略	
県道若葉台 東町線	全線

略

(4)～(6) 略